

会議の名称	令和8年度 第1回史跡新府城跡保存活用計画策定委員会				
開催日時	令和8年6月2日(金)13時30分から				
開催場所	韮崎市役所 別館201会議室				
出席委員	9名	八巻・中山・小野・笹本・伊藤・阿部・小池・作地・守屋			
事務局ほか	8名	韮崎市教育委員会 教育長 堀川・課長 望月・専門監 関間 ・副主査 渋谷・副主査 半澤・山梨県文化振興文化財課 佐賀 ・甲府市教育委員会 佐々木・有限会社歴史環境研究所 菅野			
公開区分	☒ 公開	☐ 一部公開	☐ 非公開	傍聴人数	0人
次第	1. 教育長挨拶 2. 委員長挨拶 3. 経過報告等 4. 議事 1)第6章「大綱と基本方針」について 2)第7章「保存・管理」について 3)第9章「調査・研究」について 5. 閉会				
議事要旨	議事1 第6章「大綱と基本方針」について - 歴史的記述の広がり 新府城を武田勝頼のみに結びつけるのではなく、徳川家康や北条氏との関わり、あるいは甲州征伐といった戦国時代全体の緊迫感を含めた歴史的背景を記載すべきである。 - ガイダンス施設の役割の明確化 一般的な説明ではなく、日本の中世史や市の歴史全体における新府城の意義・重要性を正しく理解させる機能を持たせるべきである。 - 地域間連携の具体化 「地域間連携」という抽象的な表現にとどめず、武田氏の本拠地が「甲府から新府へ」と変遷した歴史的文脈に基づき、具体的な遺跡間のつながりを明記して独自性を打ち出すべきである。 - 既存施設との連携 ガイダンス施設のあり方を考える際、韮崎市民交流センター(ニコリ)内の偉人資料館などの既存施設との機能的な連携を意識する必要がある。 - 名称と定義の変更 単なる「調査」ではなく「調査研究」という名称にし、内容も現状把握にとどまらず、「学際的な研究」や「学術的な調査研究」といった、より専門的で踏み込んだ表現を用いるべきである。基本方針の順序変更 文化庁の指針に基づき、論理的な流れ(保存→調査研究→活用→整備→運営)に				

議事要旨	沿って、「調査研究の基本方針」を「保存管理」の直後(2番目)に配置するよう修正すべきである。 記述の簡潔化 基本方針は後の各章で詳細を述べるため、ここでは必要な事項を箇条書きで端的に表記し、スッキリとした構成にするのが効果的である。 他章との整合性 第5章で抽出された現状と課題が、第6章以降の各方針や具体的な項目に適切に反映されているか、再度チェックを行う必要がある。 議事2 第7章「保存・管理」について 第5章 現状と課題 との整合性 第5章で抽出された課題が、この第7章の各項目にどのように反映され、解決されているのかを明確にする必要がある。また、単に計画を見直すだけでなく、具体的な課題に対する解決策が前面に出るような構成にすべきである。 見学者の安全確保の視点 遺構の保存(枯損木の伐採など)だけでなく、「見学者の安全を守るため」という目的を明記すべきである。これにより、樹木管理の理由が市民にも分かりやすくなる。 植生管理の体系化 安全対策、遺構保護、外来種対策、景観維持など、多岐にわたる樹木・植物に関する事項を「植生管理」として一つの項目に束ねる。あるいは専門の管理計画を立てる方向で検討すべきである。 獣害・水害対策の強化 イノシシだけでなく、シカによる遺構の破壊やアナグマ等の掘削被害も想定し、対策の幅を広げるべきである。また、近年の集中豪雨を踏まえ、排水管理(水対策)が遺構保存において極めて重要であるため、具体的対策を書き込むべきである。 範囲設定と地図の精度 「七里岩台地」を含む広域な範囲(赤い破線)を示す場合、その範囲設定の歴史的・景観的な意味(基層としての七里岩)を明確に記述する必要がある。また、地図上の境界線が曖昧であると将来的な議論の際にも問題となる可能性があるため、高解像度の地図を使用し、境界を特定できる精度で表記すべきである。 藤武神社との管理区分の明確化 神社境内地(A-2区)における、市と神社の管理区分や役割分担(清掃、防犯カメラ設置、社殿の改築など)を具体的に協議し、整理しておく必要がある。 追加指定への積極的姿勢 以前から議論されている隣接地(B区)の追加指定(公有化)については、検討にとどまらず、具体的に進展させるために強い表現にすべきである。 その他の修正事項は以下の通り。 現状変更の取扱基準(判定表)の修正
------	--

議事要旨	・建築物(A-1・A-2区):「増改築」を一括りにせず、「増築」は原則不可(×)とし、「改築(修繕を含む)」は協議対象(△)として分ける。 ・抜根:遺構への影響を確認した上で行えるよう、不可(×)から協議(△)へ修正を検討する。 ・道路・工作物(B・C区):軽微な改修や現状維持については、柔軟に対応できるよう協議(△)とする方向で調整する。 議事3 第9章「調査・研究」について ・ 調査研究の定義と目的の明確化 調査はそれ自体が目的ではなく、「整備や活用(遺構の解明や意味付け)にどう結びつくのか」という視点を強調し、目的と予想される成果、整備計画をセットで語る必要がある。 ・ 多角的な調査アプローチの必要性 発掘調査だけでなく、縄張り調査(赤色立体地図や草刈りによる遺構の明確化)の重要性。また、考古学的な調査に加え、文献資料、絵図資料、さらには民俗伝承等の調査も、新府城の全体像を把握するために不可欠である。 武田氏の時代だけでなく、中世終焉後から近世・近代、現在に至るまでの重層的な土地利用の変遷(近現代の成果含む)も研究対象に含めるべきである。 調査対象地を特定する際には、「何を解明するためにその場所を掘る(あるいは調べる)のか」という具体的な目的を明記していく必要がある。 ・ 調査手法の分類と整理 基本方針と連動し、章の名称や記述を「調査」から「調査研究」へと改める。 次回の第2回委員会について 8月下旬もしくは9月の月上旬頃を予定しているので、日程を調整する。
------	---